

令和 4年 1月11日

お客さま各位

## マイナンバー未提出のお客さまの NISA 口座の「みなし廃止」措置完了のお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、2021年10月、当金庫ホームページにてご案内しましたとおり、令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫にNISA口座を開設されているお客さまのうち、2021年12月末時点で、当該NISA口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座につきまして、2022年1月1日をもって廃止させていただきましたので、ご案内いたします。

なお、「みなし廃止」の対象となったお客さまで、再度、当金庫でNISA口座の利用をご希望される方は、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書等を提出していただくなど、改めてNISA口座のお申込をお願いいたします。

詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

### 【NISA口座のみなし廃止について】

2021年12月末時点において、下表の太枠内のお客さまが「みなし廃止」対象となります。

NISA 口座の開設時期等	2022 年以降の利用・廃止
2018年以降に当金庫に NISA 口座を開設された方	マイナンバーを当金庫に届出済ですので、2022年以降も引き続き NISA を利用して新規投資できます。
2017年以前に当金庫に NISA 口座を開設された方で、2018年以降も NISA を利用して新規投資等している方(※1)	
<b>2017年以前に NISA 口座を開設された方で、当該 NISA 口座に2017年分の一般 NISA の非課税投資枠が設定されており、2018年以降は一般 NISA、つみたて NISA を利用していない方</b>	<b>マイナンバーのお届出がない場合は、2022年1月1日をもって NISA 口座は廃止となりました。(※2)</b>

※1. 新規投資等していなくても当該NISA口座に、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは届出済みです。

※2. 詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

<お問い合わせ先>

お取引店舗の担当者もしくは市場国際部債券営業課(電話:058-265-1151(代))

